

春日部市告示第 66 号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税に関する申告等の期限を次のとおり延長する。

令和6年1月30日

春日部市長 岩谷 一 弘



春日部市税条例（平成17年条例第75号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域	富山県及び石川県
---------	----------